平成２４年（フ）第４０７号
沖縄県那覇市字上間295番地１　県営上間市街地住宅604
債務者　渡部　昌子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２６１号
青森市千富町２丁目12番24号　コーポ平和２号
債務者　田中　園美
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
青森県むつ市新町38番15号　山口アパート35号１階
債務者　山上　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９１号
熊本市中央区新町３丁目２番５号
債務者　海津　重一
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９２号
熊本市中央区新町３丁目２番５号
債務者　海津　麻実
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４７号
川崎市川崎区日進町９番地15　富士屋
債務者　石川　　孝
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
川崎市川崎区川中島１丁目16番８号　メゾン・はなぶさ203
債務者　三浦　秀樹
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５８号
川崎市宮前区野川4078番地　エステートピアカーサ105、前住所川崎市宮前区東有馬３丁目19番３―205号　光栄マンション
債務者　福島　晴美（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７９号
川崎市川崎区堀之内町９番地５　グレース小野205
債務者　佐々木薫美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
川崎市高津区上作延340番地　市営住宅５―233
債務者　岡澤　妙子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４２７号
川崎市高津区坂戸１丁目４番６号　サークルハウス101、前住所川崎市高津区坂戸３丁目９番18号　コーラルハイツ１Ｆ
債務者　劔持　由美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３５号
川崎市麻生区片平２丁目１番23―303号
債務者　浅田　淳子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
川崎市川崎区殿町１丁目４番地10号　殿町荘204号、住民票上の住所兵庫県明石市二見町東二見192番地の１　レオパレスオーゴ201号
債務者　田村　和義
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４６号
川崎市多摩区菅稲田堤１丁目１番３号　コーポフジⅡ301、前住所川崎市宮前区平３丁目17番15号
債務者　上野多基枝
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
岩手県久慈市畑田第26地割94番地５
債務者　木道　久美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前11時
盛岡地方裁判所二戸支部